

市政に関する情報を市民と共有するための指針

伊賀市自治基本条例第2章「情報の共有」では、市政全般に関わる情報を速やかに市民と共有することを規定し、伊賀市情報公開条例第34条では、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう実施機関が努めることを規定しています。また、伊賀市市民憲章にも、まちづくりに関する情報をみんなと共有することを定めています。

これらにより、行政情報の公開の実施と併せて市民の皆さまが必要とする情報を積極的に提供し、市政に関する情報の共有を推進するため、「市政に関する情報を市民と共有するための指針」を策定しました。

1 目的

この指針は、伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）第2章及び伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号。以下「条例」という。）第34条により、市政に関する情報（以下「市政情報」という。）を市民と市が共有することにより、市民の市政への参加を促進するとともに、市政の運営において市民と市との協働を推進することを目的とする。

2 定義

この指針において「情報共有」とは、市民が情報を受ける権利と市民自ら情報を取得する権利を保障するため、市が自発的に、又は市民からの求めに応じて、市政情報を市民に提供及び公開することをいう。

3 情報共有の基本原則

実施機関（条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）は、次に掲げる事項に留意し、その所掌する事務に関して市民が必要とする情報を提供するよう努める。

- (1) 市政情報を適時に、かつ、適切な方法で市民に提供すること。
- (2) 市民が知りたい情報を、分かりやすく提供すること。
- (3) 市政情報は、条例第7条各号に規定する非公開情報に該当すると認められるものを除き提供すること。

4 情報共有すべき市政情報

実施機関は、法令等に定めのある場合のほか次に掲げる情報の提供を行う。

(1) 市民に提供しなければならない情報

- ア 市の長期計画その他の重要な基本計画に関する事項
- イ 市の重要な施策に関する事項
- ウ 市の予算及び決算並びに財政状況に関する事項
- エ 事務事業の評価に関する事項
- オ 審議会その他の附属機関の会議に関する事項（条例第 35 条の規定により非公開とする場合を除く。）

(2) 市民への提供に努めなければならない情報

- ア 条例第 7 条各号に規定する非公開情報を含まない情報で、市民生活に密接な関係があり、共有することで第 1 項に規定する目的にかなうと認められる事項

5 情報共有の方法

(1) 情報提供は、次に掲げる方法のうち効果的なものを選択し、または併用して行うものとする。

- ア 広報いが市への掲載
- イ 行政情報チャンネルによる放送
- ウ 市ホームページへの掲載
- エ タウンミーティング等の開催
- オ 案内文書、パンフレット、刊行物その他印刷物の配布
- カ 有償刊行物（電子媒体を含む。）の頒布
- キ 報道機関への情報提供
- ク その他実施機関が適当と認める方法

(2) 情報公開制度による。

6 他の制度との調整

第 4 項に規定する情報の提供について、法令等に定めがある場合は、その定めによる。

7 費用の負担

情報共有に要する費用の負担は、条例第 18 条の定めによる。

8 この指針によるもののほか、必要な事項は、別に定める。